

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(平成26年度末現在)

項目	所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数		189	625	49	12	26	62	31	41	39	29	27	60	1190
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数		42	170	19	7	10	16	11	9	10	14	16	27	351
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		16	53	15	2	5	5	6	5	5	2	3	8	125
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数		147	395	52	14	16	38	21	36	33	20	16	36	824
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数		491	304	154	31	92	123	145	124	95	67	52	72	1750
法第4条第2項に基づき調査命令を発出した件数		16	22	6	0	5	5	8	18	2	1	1	2	86
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		8	23	5	0	4	4	7	10	2	1	0	2	66
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数		25	111	17	0	18	8	4	21	9	1	0	0	214

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。